

38 飼料用米の推進について

- 27年産飼料用米については、畜産農家から新たに205件、約4.5万トンの供給希望が寄せられており、生産要望のある耕種農家とのマッチングを実施。さらに、全農グループ飼料会社において60万トン(MA米・備蓄米含む)、日本飼料工業会において63万トン(中・長期的には約200万トン)の需要があるなど、配合飼料メーカーからの要望もあり、農林水産省としてもこれらのマッチング活動を推進。
- 27年産飼料用米の生産・利用拡大に向けては、全国、地方ブロック、各県(地域)段階において推進体制を整備し、生産・流通・利用にかかる各種課題解決に向けた取組を総合的に推進。

○ 27年産に係る飼料用米の需要量(平成27年6月)

- ・畜産農家の新規需要量:205件(約4.5万トン)
(27年6月30日現在の報告分)
- ・全農グループ飼料会社:年間60.0万トン
(使用可能数量:MA米・備蓄米含む)
- ・(協)日本飼料工業会組合員工場:年間63.4万トン
(MA米・備蓄米を含まない)

○ 飼料用米に関する日本飼料工業会のメッセージ (平成26年5月23日公表)

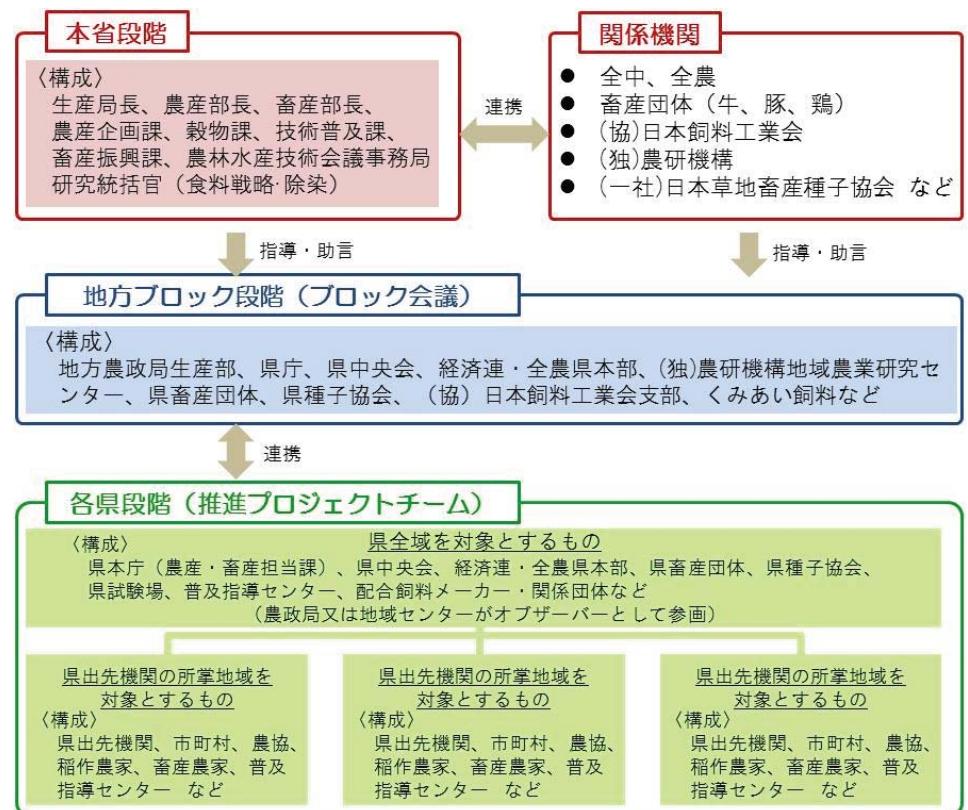
(組合員メーカーによる需要見込量)

- 26年3月に日本飼料工業会が実施した組合員による飼料用米の需要量調査の結果、
- ・ 平成26年産の需要量は約41万トン。
 - ・ 中長期的にみた需要量は200万トン弱。

飼料用米に関する
日本飼料工業会のメッセージ

平成26年5月22日
協同組合 日本飼料工業会

○ 飼料用米の全国推進体制(イメージ)



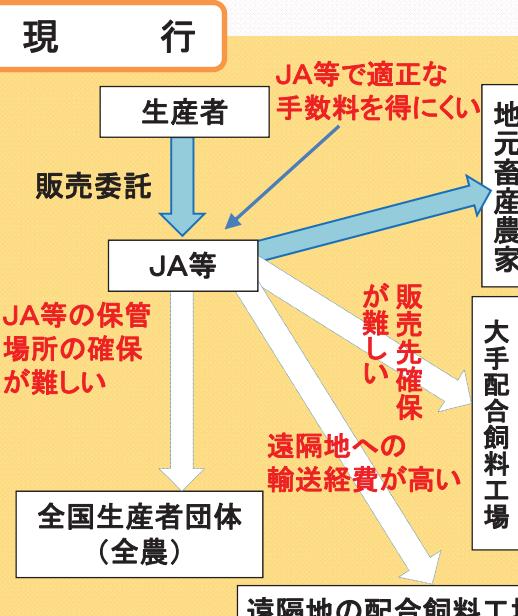
39 平成27年産飼料用米の大幅な拡大に向けた取組

- 全国生産者団体(全農)においては、27年産の飼料用米について、60万トン(26年産の3倍強)の目標を掲げ、都道府県毎に飼料用米に拡大に取り組む方針。
- また、これを確実に進めるため、全農が直接、生産者から飼料用米を買い取り、自ら保管・流通・販売するスキームを創設する方針であり、飼料用米の拡大に取り組む上での課題解決に向けて大きく前進。

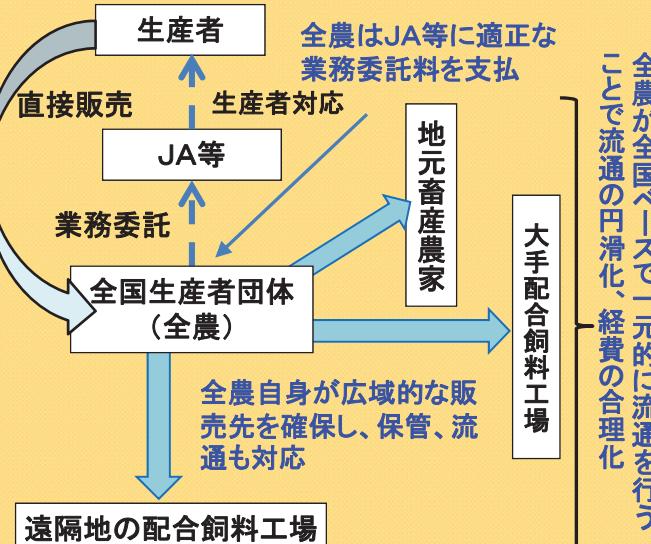
全国生産者団体（全農）の取組

①60万トン(26年産の3倍強)の目標

②全農による飼料用米の直接買取スキーム



全農による直接買取スキーム導入後



国の対応

○全国生産者団体(全農)が創設するスキームを可能とするための省令改正

・現行省令では、飼料用米など用途限定米穀について、横流れ防止の観点から生産者と需要者との直接取引のみを認めていたが、今回、需要先が特定されていることを前提に、全農等への販売ができるよう改正。

○多収品種の種子の確保

- ・関係機関が連携して需給見込情報を共有し、計画的な生産拡大を推進。
- ・供給に不足が見込まれる品種については、飼料用米の粒を種子に転換することなどにより確保。

○各県段階に行政、生産者団体、畜産団体、普及センター等が一体となった推進協議会を設立

- ・県ごとに課題を整理したカルテを作成し、取組の強化が必要な項目を働きかけ
- ・全農政局において既に取組を実施している地区等で現地検討会を開催し、低コスト技術等を普及

○飼料用米の生産・利用拡大、供給体制の整備のための施設・機械の導入支援

- ・強い農業づくり交付金
【26補正:176億、27予算:231億円】
- ・配合飼料供給体制整備促進事業 【26補正:4億円】
- ・飼料用米の利用拡大に向けた畜産機械リース事業
【26補正:59億円】

40 飼料用米の利用拡大のための機械・施設整備等に対する支援について

- 産地で必要とされている飼料用米保管施設(カントリーエレベーター、飼料保管タンク、飼料用米保管庫等)の整備を支援。なお、施設整備に伴う産地の負担を軽減する観点から地域の既存施設の有効活用を図ることが基本。
- 畜産農家が利用する機械等の導入や配合飼料の供給体制の整備を支援。

●強い農業づくり交付金(26予算:234億円の内数、26補正:176億円の内数、 27予算:231億円の内数)

稻作農家が受益となる施設

→飼料用米の生産拡大に対応するための施設の新設・増築や機能向上を支援。(※単独施設での整備も可能だが、周辺に利用率が低い施設があれば、複数施設の再編を行う。)

例1:飼料用米のカントリー エレベーターを新設



例2:カントリーエレベーターを 増築し、飼料用米にも対応



畜産農家が受益となる施設

→自給飼料(飼料用米を含む)生産拡大に対応するために必要な施設整備を支援。(※長期の利用供給に関する協定を締結すること等が条件。)

例:TMRセンターに飼料用米 保管タンクを増設



●飼料用米の利用拡大に向けた畜産機械 リース事業(26補正:59億円)

→飼料用米の円滑な生産等を推進するため、その利用・保管に係る機械等のリース導入を支援。

例:米粉碎機、飼料保管タンク、混合機等の導入

米粉碎機

飼料保管タンク

混合機



●攻めの農業実践緊急対策 (25補正:350億円)

→既存の複数施設の機能強化や用途転換により有効活用するため必要な設備のリース導入。(※単独施設ではなく、複数施設の再編合理化が条件。)

例:カントリーエレベーターを再編し、既存のサイロの1つを飼料用米専用に利用



●配合飼料供給体制整備促進事業 (26補正:4億円)

→飼料用米を活用した配合飼料の供給・利用の促進等のための飼料供給体制の整備を支援。

例1:産地段階
バラ出荷施設導入



例2:配合飼料工場段階
受入、保管、加工施設等の整備



●産地活性化総合対策事業のうち 農畜産業機械等リース支援事業 (26予算:29億円の内数、27予算:23億円の内数)

→多収品種を用いた低コスト栽培技術の実証・普及に必要な機械のリース導入を支援。

例:水稻湛水直播機、汎用コンバイン等



基本計画本文(米関係抜粋)

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講すべき施策

2. 農業の持続的な発展に関する施策

(6) 需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革

高齢化や世帯構成の変化、ライフスタイルの多様化等が進む中で、加工・業務用需要の増加など需要構造等の大きな変化に対応するとともに、輸出拡大も見据えた生産・供給体制の整備を推進する。

① 米政策改革の着実な推進、飼料用米等の戦略作物の生産拡大

高齢化、人口減少等による米の消費の減少が今後とも見込まれる中で、米政策改革の着実な推進により需要に応じた生産を推進するとともに、優れた生産装置である水田をフルに活用し、食料自給率・食料自給力の維持向上を図るため、飼料用米等の戦略作物の生産拡大を推進する。

ア 米政策改革の着実な推進

需要に応じた生産を推進するため、水田活用の直接支払交付金による支援、中食・外食等のニーズに応じた生産と播種前契約、複数年契約等による安定取引の一層の推進、県産別、品種別等のきめ細かい需給・価格情報、販売進捗・在庫情報の提供等の環境整備を推進する。

こうした中で、定着状況をみながら、平成30年産からを目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ、生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政、生産者団体、現場が一体となって取り組む。

また、それまでの間、行政による生産数量目標の配分の工夫等の必要な関連する施策全般について、工程を明らかにしながら取り組む。

イ 飼料用米等の戦略作物の生産拡大

飼料用米、米粉用米、麦、大豆等の戦略作物については、水田活用の直接支払交付金による支援と下記の取組により、生産性を向上させ本作化を推進する。品目ごとの生産努力目標の確実な達成に向けて、不斷に点検しながら、生産拡大を図る。また、その他の作物も併せその需給動向について必要に応じて情報提供する。

飼料用米については、全国、地方ブロック、各県（産地）段階に整備した関係機関からなる推進体制を活用し、米産地と畜産現場の結び付け等の各種課題の解決に向けた取組を推進する。また、地域に応じた栽培体系を確立するため、多収性専用品種の開発と導入や新たな栽培技術の実証を推進する。さらに、生産・流通コストの削減と安定的な供給・利用体制の構築を図るため、担い手への農地集積・集約化を加速化しつつ、既存施設の機能強化や再編整備、新たな施設、機械の導入等を推進するとともに、紙袋からフレキシブルコンテナや純バラ（トラックの荷台等に米をバラで直積み）での流通への転換、シャトル輸送（帰り便の活用）、配合飼料工場を通じた供給体制の整備、畜産農家における利用体制の整備等を推進する。

米粉用米については、多様な用途に対応した加工技術の改良、開発及びその普及による加工コストの低減、新たな米粉製品の開発等の取組を推進する。

麦、大豆については、実需者ニーズに対応した生産・供給を推進するため、地域条件に適応する生育特性や加工適性、多収性を備えた新品種の開発と導入に取り組むとともに、ほ場条件を踏まえた排水対策や地力維持に資する輪作体系等の栽培技術の開発と導入を推進する。

42 米の作付規模別10a当たり生産費 ①

[全国]

上段(生産費) : 円

下段(指数) : %

		平均	0.5ha未満	0.5~1.0ha	1.0~2.0ha	2.0~3.0ha	3.0~5.0ha	5.0~10.0ha	10.0~15.0ha	15.0ha以上
平成 17 年 産	全算入生産費	146,687	200,642	177,601	150,377	125,333	123,724	107,867	105,529	100,117
	物財費	100	137	121	103	85	84	74	72	68
	労働費	76,831	103,936	95,617	78,566	63,268	64,411	56,011	56,160	52,859
平成 18 年 産	全算入生産費	143,538	197,034	169,491	151,532	128,532	119,560	106,619	104,047	98,263
	物財費	100	137	118	106	90	83	74	72	68
	労働費	76,610	105,727	93,173	80,695	66,613	62,904	54,326	57,095	54,716
平成 19 年 産	全算入生産費	140,030	196,352	172,839	145,392	125,157	119,627	103,703	100,399	95,465
	物財費	100	140	123	104	89	85	74	72	68
	労働費	75,183	105,203	95,722	77,816	64,812	63,697	54,514	54,308	52,955
平成 20 年 産	全算入生産費	146,754	217,373	189,499	152,900	130,587	120,748	112,739	103,534	100,494
	物財費	100	148	129	104	89	82	77	71	68
	労働費	85,500	125,271	115,072	89,176	73,306	69,262	64,453	59,204	59,718
平成 21 年 産	全算入生産費	143,434	221,194	182,535	146,738	130,145	118,470	112,432	111,562	93,887
	物財費	100	154	127	102	91	83	78	78	65
	労働費	84,097	132,513	111,877	84,210	74,401	67,686	65,611	64,086	54,274
平成 22 年 産	全算入生産費	141,526	226,790	181,831	149,032	129,046	115,290	110,437	105,995	96,590
	物財費	100	160	128	105	91	81	78	75	68
	労働費	83,261	137,390	111,734	87,559	73,225	66,134	63,704	60,351	54,910
平成 23 年 産	全算入生産費	139,721	217,889	185,193	144,477	127,568	115,234	110,379	106,658	96,876
	物財費	100	156	133	103	91	82	79	76	69
	労働費	82,753	132,834	113,519	85,789	73,306	66,610	64,435	60,523	55,793
平成 24 年 産	全算入生産費	140,957	226,635	179,532	144,803	133,469	126,165	112,920	106,031	103,395
	物財費	100	161	127	103	95	90	80	75	73
	労働費	85,445	141,041	111,634	89,089	77,335	74,771	66,657	63,967	63,454
平成 25 年 産	全算入生産費	136,276	63,833	48,388	37,640	34,716	31,552	27,617	26,134	20,930
	物財費	100	176	133	104	96	81	75	71	57
	労働費	79,061	124,694	98,534	86,219	71,284	71,317	63,710	60,472	62,789

資料：農林水産省「農業経営統計調査 米及び麦類の生産費」

注：下段は、平均を100としたときの、他の階層における指数である。

42 米の作付規模別10a当たり生産費 ②

〔北海道〕

上段(生産費) : 円
下段(指数) : %

		平均	2.0～3.0ha	3.0～5.0ha	5.0～10.0ha	10.0～15.0ha	15.0ha以上
平成 17 年 産	全算入生産費	110,997	141,101	134,387	107,294	103,773	105,243
		100	127	121	97	93	95
	物財費	60,572	64,060	69,769	60,999	57,589	59,452
平成 18 年 産		100	106	115	101	95	98
	勞働費	31,869	58,473	46,567	28,325	27,806	26,245
		100	183	146	89	87	82
平成 19 年 産	全算入生産費	108,565	128,226	114,007	110,639	100,621	103,695
		100	118	105	102	93	96
	物財費	58,934	58,164	54,126	60,055	57,561	60,951
平成 20 年 産		100	99	92	102	98	103
	勞働費	32,156	53,202	42,465	32,367	26,417	25,615
		100	165	132	101	82	80
平成 21 年 産	全算入生産費	106,967	121,385	119,056	108,343	100,631	98,458
		100	113	111	101	94	92
	物財費	58,502	53,390	60,096	63,294	54,848	57,071
平成 22 年 産		100	91	103	108	94	98
	勞働費	30,604	48,944	41,689	27,688	26,928	24,457
		100	160	136	90	88	80
平成 23 年 産	全算入生産費	112,665	137,995	136,998	109,560	104,681	103,611
		100	122	122	97	93	92
	物財費	64,687	63,878	78,495	62,834	61,101	62,486
平成 24 年 産		100	99	121	97	94	97
	勞働費	31,583	54,741	42,141	31,592	27,311	21,713
		100	173	133	100	86	69
平成 25 年 産	全算入生産費	113,465	134,316	123,355	113,549	105,719	105,735
		100	118	109	100	93	93
	物財費	67,289	67,113	67,694	68,511	63,526	65,832
平成 26 年 産		100	100	101	102	94	98
	勞働費	30,996	52,181	41,204	30,849	25,896	23,933
		100	168	133	100	84	77
平成 27 年 産	全算入生産費	114,908	137,399	129,179	114,139	102,904	109,005
		100	120	112	99	90	95
	物財費	67,250	74,629	71,082	67,767	61,303	64,668
平成 28 年 産		100	111	106	101	91	96
	勞働費	31,061	45,804	41,060	30,534	25,457	25,982
		100	147	132	98	82	84
平成 29 年 産	全算入生産費	115,654	139,134	125,894	117,208	113,303	100,140
		100	120	109	101	98	87
	物財費	67,889	77,414	68,265	70,524	66,666	59,885
平成 30 年 産		100	114	101	104	98	88
	勞働費	31,342	46,072	41,558	30,222	30,015	24,030
		100	147	133	96	96	77
平成 31 年 産	全算入生産費	115,837	136,316	122,894	120,598	110,300	107,274
		100	118	106	104	95	93
	物財費	70,610	65,324	68,039	74,577	67,681	68,597
平成 32 年 産		100	93	96	106	96	97
	勞働費	31,468	59,629	40,301	31,026	29,102	26,112
		100	189	128	99	92	83
平成 33 年 産	全算入生産費	113,405	124,580	121,178	114,884	113,091	106,734
		100	110	107	101	100	94
	物財費	67,286	58,330	67,071	67,439	67,154	67,362
平成 34 年 産		100	87	100	100	100	100
	勞働費	30,599	51,971	38,189	31,834	29,562	24,723
平成 35 年 産		100	170	125	104	97	81

資料：農林水産省「農業経営統計調査 米及び麦類の生産費」

注：下段は、平均を100としたときの、他の階層における指数である。

42 米の作付規模別10a当たり生産費 ③

[都府県]

上段(生産費) : 円

下段(指數) : %

		平均	0.5ha未満	0.5~1.0ha	1.0~2.0ha	2.0~3.0ha	3.0~5.0ha	5.0~10.0ha	10.0~15.0ha	15.0ha以上
平成 17 年 産	全算入生産費	149,485	200,642	177,601	150,731	124,655	122,976	108,020	108,420	97,122
	物財費	100	134	119	101	83	82	72	73	65
	労働費	100	133	122	101	81	82	70	69	63
平成 18 年 産	全算入生産費	146,572	197,034	169,491	151,547	128,556	119,898	105,525	108,441	94,630
	物財費	100	134	116	103	88	82	72	74	65
	労働費	100	135	119	103	86	81	68	72	65
平成 19 年 産	全算入生産費	142,785	196,352	172,839	145,394	125,430	119,665	102,577	100,198	93,416
	物財費	100	138	121	102	88	84	72	70	65
	労働費	100	137	125	102	86	83	68	70	65
平成 20 年 産	全算入生産費	149,672	217,373	189,499	152,904	130,392	119,531	113,748	102,808	99,626
	物財費	100	145	127	102	87	80	76	69	67
	労働費	100	144	132	102	84	79	74	66	68
平成 21 年 産	全算入生産費	145,818	220,875	182,527	146,695	130,055	118,261	112,101	114,693	90,959
	物財費	100	151	125	101	89	81	77	79	62
	労働費	100	155	131	102	87	79	76	75	60
平成 22 年 産	全算入生産費	144,016	226,790	181,831	148,788	128,821	114,300	109,089	107,258	92,619
	物財費	100	157	126	103	89	79	76	74	64
	労働費	100	162	132	103	86	78	73	71	61
平成 23 年 産	全算入生産費	142,069	217,889	185,193	144,294	127,253	114,285	108,406	103,608	95,143
	物財費	100	153	130	102	90	80	76	73	67
	労働費	100	158	135	102	87	79	74	69	64
平成 24 年 産	全算入生産費	143,305	226,635	179,532	144,675	133,392	126,389	111,239	103,969	101,467
	物財費	100	158	125	101	93	88	78	73	71
	労働費	100	162	129	102	89	87	75	64	52
平成 25 年 産	全算入生産費	135,808	206,826	167,102	144,234	126,861	120,407	109,343	99,485	100,071
	物財費	100	152	123	106	93	89	81	73	74
	労働費	100	156	123	108	89	89	79	72	76

資料：農林水産省「農業経営統計調査 米及び麦類の生産費」

注：下段は、平均を100としたときの、他の階層における指數である。

43 販売目的で作付けした水稻の作付面積規模別農家数(平成17～26年)

上段(農家数) : 千戸
下段(割合) : %

	北海道					都府県					
	計	3ha未満	3ha～5ha	5ha～10ha	10ha以上	計	1ha未満	1ha～2ha	2ha～3ha	3～5ha	5ha以上
平成17年	20	6	4	7	3	1,383	1,022	244	64	35	18
	(100.0)	(30.0)	(20.0)	(35.0)	(15.0)	(100.0)	(73.9)	(17.6)	(4.6)	(2.5)	(1.3)
平成18年	18	4	4	6	3	1,351	987	250	59	34	21
	(100.0)	(22.2)	(22.2)	(33.3)	(16.7)	(100.0)	(73.1)	(18.5)	(4.4)	(2.5)	(1.6)
平成19年	18	4	4	6	4	1,308	943	246	60	37	22
	(100.0)	(22.2)	(22.2)	(33.3)	(22.2)	(100.0)	(72.1)	(18.8)	(4.6)	(2.8)	(1.7)
平成20年	17	4	4	5	4	1,259	904	231	63	37	24
	(100.0)	(23.5)	(23.5)	(29.4)	(23.5)	(100.0)	(71.8)	(18.3)	(5.0)	(2.9)	(1.9)
平成21年	17	3	4	5	4	1,225	880	226	59	35	24
	(100.0)	(17.6)	(23.5)	(29.4)	(23.5)	(100.0)	(71.8)	(18.4)	(4.8)	(2.9)	(2.0)
平成22年	16	4	3	5	4	1,144	843	190	54	35	22
	(100.0)	(25.0)	(18.8)	(31.3)	(25.0)	(100.0)	(73.7)	(16.6)	(4.7)	(3.1)	(1.9)
平成23年	17	5	3	5	4	1,141	827	194	53	37	29
	(100.0)	(29.4)	(17.6)	(29.4)	(23.5)	(100.0)	(72.5)	(17.0)	(4.6)	(3.2)	(2.5)
平成24年	15	4	3	5	4	1,042	763	174	48	33	24
	(100.0)	(26.7)	(20.0)	(33.3)	(26.7)	(100.0)	(73.2)	(16.7)	(4.6)	(3.2)	(2.3)
平成25年	14	3	3	4	3	1,013	732	171	50	34	26
	(100.0)	(20.0)	(20.0)	(26.7)	(20.0)	(100.0)	(72.3)	(16.9)	(4.9)	(3.4)	(2.6)
平成26年	14	3	3	4	4	982	702	170	50	33	27
	(100.0)	(20.0)	(20.0)	(26.7)	(26.7)	(100.0)	(69.3)	(16.8)	(4.9)	(3.3)	(2.7)

注： 平成17年及び22年は、「農林業センサス」、その他の年は、「農業構造動態調査」の調査結果に基づくもの。
 (農林業センサスは全数調査であるが、農業構造動態調査は標本調査である。)
 ラウンドの関係で計と内訳の合計が一致しない場合がある。

44 経営規模・生産コスト等の内外比較

- 我が国と輸出国の間には、国土条件の制約などにより、国内生産者の努力だけでは埋めることのできない農業生産性の格差が存在。
- 米の生産コストは、米国と比較して約7倍の差。

○ 農業経営規模(国際比較)

[農家(農業経営体)の経営規模(他の先進国との比較)]

	日本 (2014年)	米国 (2014年)	EU (2010年)	ドイツ	フランス	イギリス	豪州 (2013年)
平均経営面積 (ha)	2.45	177.4	14.3	55.8	53.9	84.0	3076.4

出典:日本は、「農業構造動態調査」

日本以外の国・地域は、

米国は、「Farms and land in Farms 2014 Summary」(米国農務省)

EUは、「EU農業センサス」(欧州委員会農業・農村開発局)

豪州は、「Australian Commodity Statistics」(豪州農漁業省)

注:日本は農業経営体1経営体当たりの経営耕地面積。

豪州は、全経営耕地面積を、農家戸数で除した値である。

[コメ農家の経営規模]

- ・ 日本(コメ農家(販売農家)の平均):約1.0ha
- ・ 米国(カリフォルニア州のコメ農家の平均):約160ha
- ・ 豪州(ニュー・サウス・ウェールズ州の平均):約60ha
- ・ 中国(黒龍江省のコメ農家(国営農場所属)の平均):10ha程度
(※300haを超える農家もある)

出典:日本は、「2010年世界農林業センサス」(農林水産省)

米国は、「2012 CENSUS OF AGRICULTURE」(米国農務省)

豪州は、「Statistical Summary (2014 Crop)」(ニュー・サウス・ウェールズ州政府)

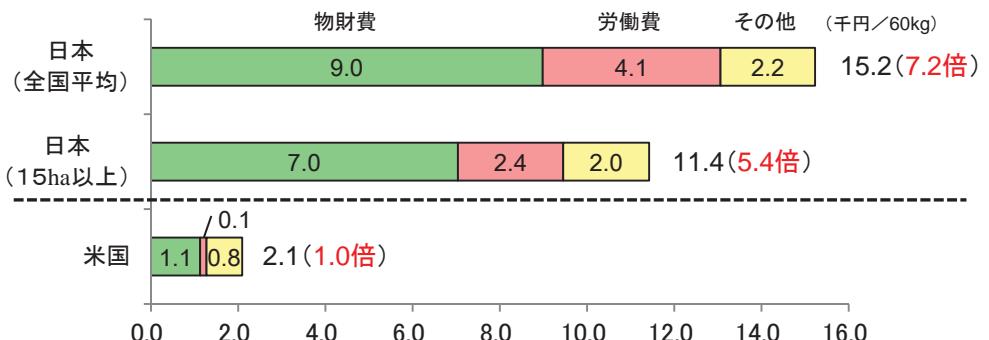
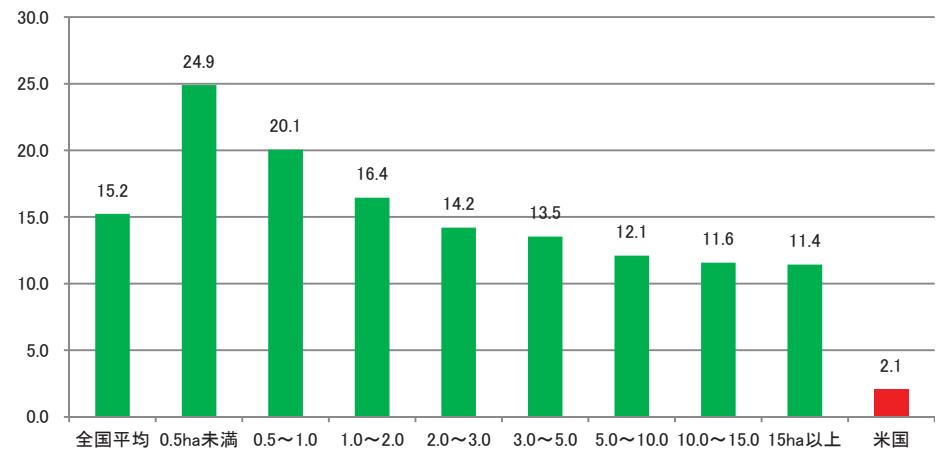
中国は、民間研究報告より

注:()内は日本に対する倍率である。

日本の農業経営規模に比べ、EUは約6倍、米国は約70倍、豪州は約1,260倍。コメ農家については、米国(カリフォルニア州)は約160倍。

○ 米国とのコメ生産コストの比較(2013年)

(千円／60kg)



資料:USDA「Production Costs and Returns」(2013)、1US\$ = 97.6円

農林水産省「米及び麦類の生産費」(平成25年産)

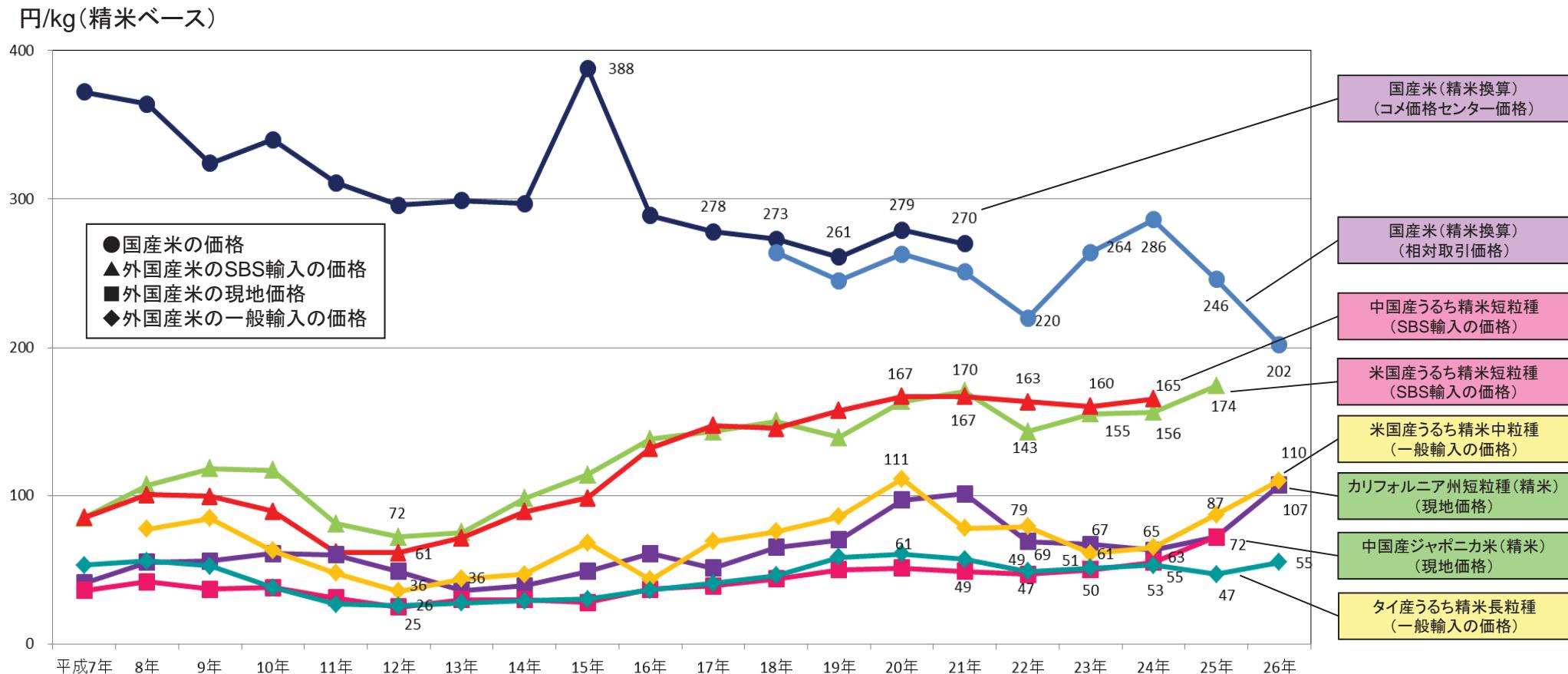
注1:生産コストは資本利子・地代全額算入生産費

注2:農林水産省「米及び麦類の生産費」における調査対象のコメ農家の平均作付面積は1.5ha。

45 コメの内外価格差

□ 我が国と海外との内外価格差は依然として大きい。

[SBSによる輸入数量は国産の数量に比べて極めて少なく(国内の主食用消費量約800万トンに比してわずか約10万トン(1%))、その輸入価格は高い国産米価格をにらんで形成される傾向。このため、輸出国の実勢価格とは乖離が生じており、近年その傾向は特に顕著。]



注1:コメ価格センター価格は、消費税等を含まないものであり、玄米の価格(年産ベース)を精米換算(とう精代等は含まない)したもの。(全銘柄加重平均価格)

注2:相対取引価格は、消費税等を含まない価格を試算したものであり、玄米の価格(年産ベース、当該年産の出回りから翌年の10月(26年産は27年5月)までが対象)を精米換算したもの。(全銘柄加重平均価格)

注3:SBS輸入の価格は政府買入価格(年度ベース)であり、港湾諸経費を含む。(加重平均価格) 26年度の米国産うるち精米短粒種及び25年度、26年度の中国産うるち精米短粒種の輸入実績はない。

注4:一般輸入の価格は政府委託契約価格(年度ベース)であり、港湾諸経費を含まない。(加重平均価格)

注5:カリフォルニア州短粒種(精米)の現地価格は、現地精米所出荷価格(暦年ベース)。「USDA Rice Yearbook」(米国農務省)

注6:中国産ジャポニカ米(精米)の現地価格は、平成21年までは現地市場における精米の卸売価格、平成22年、23年は現地市場におけるもみ米の卸買付価格を精米換算(換算率は米国農務省データによる)したもの

の、平成24年以降は卸売市場における精米の卸売価格(いずれも暦年ベース)。「中国農業発展報告」(中華人民共和国農業部)

注7:為替レートは、年平均のもの。「International Financial Statistics Yearbook」(国際通貨基金) 平成26年については、三菱東京UFJ銀行の年間平均TTSを利用。

46 ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉

- 世界の貿易を拡大し、各国の経済を発展させる目的で、ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉(1986～1993年)が行われた。農産物についても、貿易自由化のためのルールを議論。
- 我が国は、農業には食料安全保障をはじめ非貿易的関心事項があることを主張。しかしながら、最終的には、我が国全体としての経済的利益等を考慮し、ギリギリの決断として合意を受け入れ。

○ ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉の経緯

1986年 9月 ウルグアイ・ラウンド交渉開始

1990年12月 ブラッセル閣僚会議(当初の交渉期限)

1991年12月 ダンケル・ガット事務局長が合意案を提示
(例外なき関税化とミニマム・アクセスの設定)

1992年11月 ブレアハウス合意(輸出補助金の扱い等について米・EUが妥協)

1993年 7月 東京サミット(交渉期限を同年末と設定)

1993年 12月8日 ドゥニ・市場アクセス交渉グループ議長
が調整案を提示
(関税化の特例措置とミニマム・アクセスの加重)

1993年12月14日未明 細川首相記者会見(ドゥニ調整案受け入れ)

1994年4月 マラケシュ閣僚会合(WTO設立協定、農業協定及び各国の譲許表を含むWTO協定全体を一括受託、各国閣僚により署名)

1995年1月 WTO協定発効

○ 細川内閣総理大臣談話(平成5年12月14日)

本日私は、ガットのウルグアイ・ラウンド交渉全体が妥結するとの前提の下に、農業交渉の調整案を受け入れる決断をいたしました。これにより、コメ以外の農産物については、関税化することとなります。コメについては、関税化の特例が認められることとなります。

このような結果は、遺憾ながら我が国の主張のすべてが取り入れられていないわけではないものの、ウルグアイ・ラウンド交渉の成功、ひいては世界経済の発展及び自由貿易体制の維持強化によってもたらされる幅広い国民的利益という観点から、ぎりぎりの決断を下さざるを得なかつたことについて、国民各層の御理解を得たいと存じます。

この結果、我が国農業は新たな国境措置の下において、内外ともに一段と厳しい環境に置かれることになりますが、農家の方々に不安や動搖をきたさないためにも、万全の国内対策を講じてまいります。私は、我が国農業がこうした環境に耐え、その体質を一層強化し、魅力ある産業として確立されるとともに、農業の持つ国土・環境の維持や地域経済の安定といった多面的機能が十分に發揮されるよう、今後、最大限の努力を惜しまない決意であります。こうした考え方の下に、私を本部長とする関係閣僚による緊急農業農村対策本部を設置し、今後の農政の推進に全力を尽くす所存でありますので、国民各層の御理解・御協力を切にお願い申し上げます。

47 MA米の受け入れ

- ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉の結果、それまで輸入がほとんど行われていなかったコメについても、最低限の輸入機会(ミニマム・アクセス機会)の提供を行うこととなった(「ミニマム・アクセス米(MA米)」)。
- MA米を受け入れた際、政府として「米のミニマム・アクセス導入に伴う転作の強化は行わない」との方針を決定。

○ ガット・ウルグアイ・ラウンド合意に基づくミニマム・アクセス

1. 関税化とミニマム・アクセス

- ・原則として関税以外の国境措置を禁止し、全ての非関税措置は内外価格差により関税に転換(関税化)。
- ・この場合、輸入実績がほとんどない品目については、国内消費量(1986-88)の一定割合の数量について、最低限の輸入機会(「ミニマム・アクセス機会」)を設定。
(1年目(1995年):3%→6年目(2000年):5%)

2. 関税化の特例措置とミニマム・アクセスの加重

- ・一定の条件を満たす品目については、ミニマム・アクセス数量を加重することを条件に、関税化しないことが認められる(関税化の特例措置)。
(1年目(1995年):4%→6年目(2000年):8%)
- ・この特例措置の2001年以降の継続のためには、代償(輸出国にとって「追加的かつ受入れ可能な譲許」)が必要。

〔※ 我が国は当初、コメについて関税化の特例措置を適用。
1999年に関税化。〕

○ ガット・ウルグアイ・ラウンド合意受入時の閣議了解 (細川内閣)

ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う農業施策に関する基本方針(抜粋)

平成5年12月17日
閣 議 了 解

(別紙)

対策項目

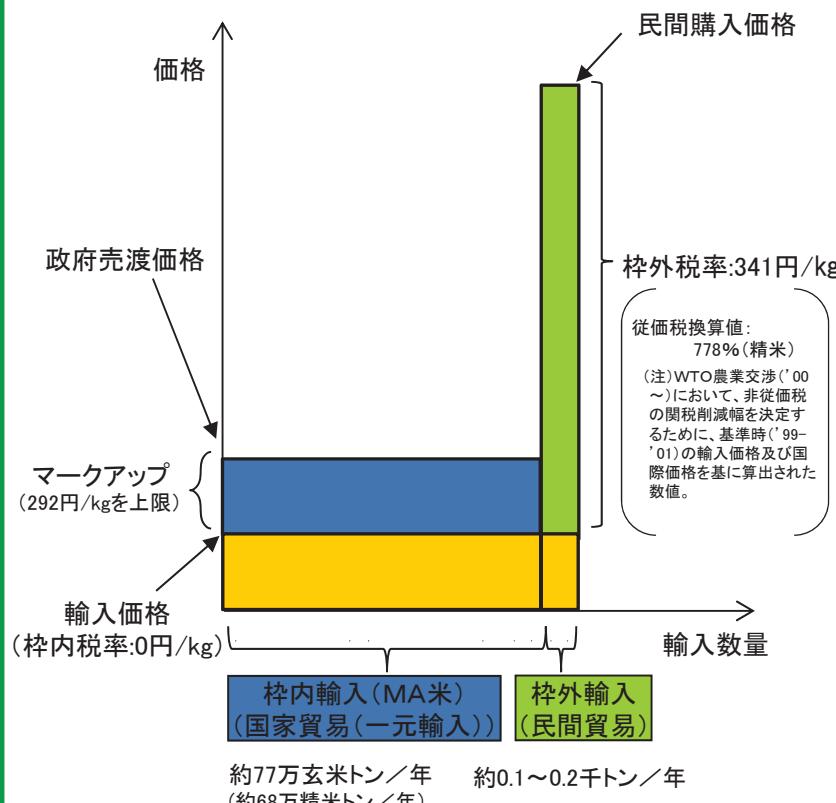
1 米の生産・供給安定対策

米のミニマム・アクセス導入に伴う転作の強化は行わないこととし、引き続き、安定的な国内生産が可能となり、国民への安定供給を確保できるよう、中期的観点に立った備蓄と用途に応じた需給均衡を確保することができる新たな米管理システムを整備する。

48 コメの輸入制度

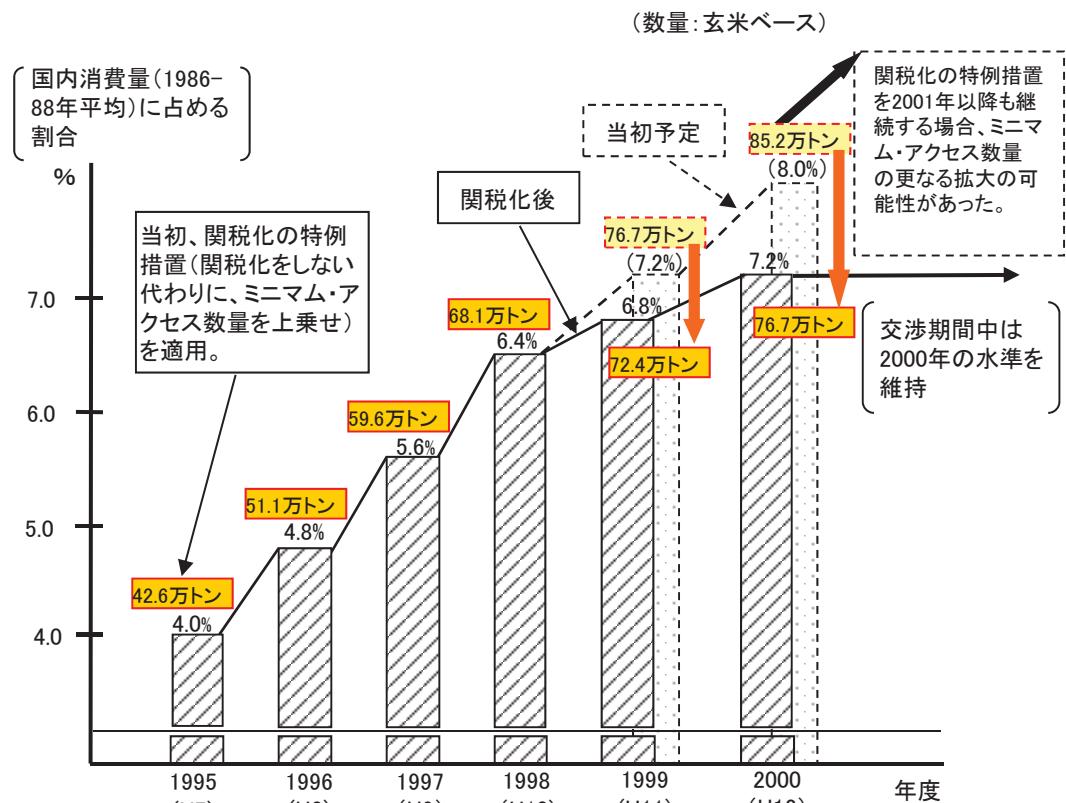
- ガット・ウルグアイ・ラウンド合意(WTO協定)に基づき、1995年度以降、コメのミニマム・アクセス数量(現在は77万玄米トン)について、無税の輸入枠(関税割当)を設定。
- MA米以外の輸入には、高水準の枠外税率を設定。

○ 米の国境措置



※ 国を通さない輸入(民間の輸入)については、
 - 1998年度までは輸入許可制
 - 1999年度に関税化(関税を払えば誰でも輸入できる)

○ コメのミニマム・アクセス数量の推移



※ コメの関税化(1999年)により、MA米の数量は当初予定されていた85.2万トンから76.7万トンに縮減。

49 MA米と国家貿易

- MA米については、国産米に極力悪影響を与えないようするため、国が一元的に輸入して販売（「国家貿易」）。
- ミニマム・アクセスは輸入機会の提供だが、MA米については国が輸入を行う立場にあり、国家貿易を継続していくよう、通常の場合にはミニマム・アクセス数量の全量を輸入。

○ 国家貿易と民間貿易について

	国家貿易	民間貿易
MA米の販売先	加工用・援助用・飼料用を中心販売。 (SBS(売買同時契約)輸入方式については、民間業者の選択。)	民間業者の選択。 (相当数量が主食用に販売される可能性あり。)
国内販売価格	輸入価格+マークアップ (マークアップの上限は、現在292円/kg。)	輸入価格+枠内税率 (枠内税率の上限は、WTO農業交渉議長案(08年12月6日)では従価税10%。)
MA枠内の輸入数量	通常の場合は、全量輸入。	民間業者の選択。 (国産米と外国産米の価格差等から、結果的に全量輸入となる可能性。)

○ MA輸入に関する政府統一見解

ウルグアイ・ラウンド農業協定におけるコメのミニマム・アクセス機会の法的性格に関する政府統一見解

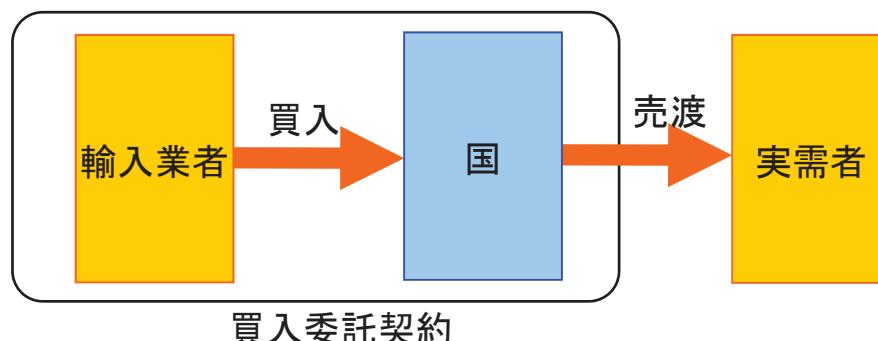
- (1) コメについて、ウルグアイ・ラウンド農業協定に基づき、ミニマム・アクセス機会を設定する場合、我が国が負う法的義務の内容は、コメの国内消費量の一定割合の数量について輸入機会を提供することである。
- (2) ただし、コメは国家貿易品目として国が輸入を行う立場にあることから、ミニマム・アクセス機会を設定すれば、通常の場合には当該数量の輸入を行うべきものと考えている。
- (3) しかし、我が国が輸入しようとしても、輸出国が凶作で輸出余力がない等客観的に輸入が困難な状況もありえないわけではなく、かかる例外的なケースにおいて、現実に輸入される数量がミニマム・アクセス機会として設定される数量に満たなかったとしても、法的義務違反が生じるものではないと理解している。

(平成6年5月27日に衆議院予算委員会で公表。当時の内閣は羽田内閣)

50 MA米輸入の仕組み

- 国は、入札によって決定した輸入業者を通じて買入れ。ただし、MA米の一部について、国家貿易の枠内で、輸入業者と国内の実需者の実質的な直接取引を認めている(SBS輸入)。
- 輸入方式別の数量は、近年、一般輸入米が66万玄米トン、SBS米が10万実トン。

【一般輸入】(66万トン)



- ① 輸入業者が国の入札に参加。
- ② 国と輸入業者(落札業者)が買入委託契約を締結。
- ③ 国が輸入業者から買い入れ。
- ④ その後、国が別の入札によって国内の実需者に売り渡し。

➡ 価格の面で国産米では十分対応し難い加工用、飼料用等の非主食用に販売。

【SBS(Simultaneous Buy and Sell: 売買同時契約)輸入】(10万トン)



- ① 輸入業者と国内の実需者がペアで国の入札に参加。
- ② 国の売渡価格と買入価格の差(マークアップ)が大きいものから落札。
- ③ 国と輸入業者・実需者(落札ペア)の3者間で特別売買契約を締結。
- ④ 国が輸入業者からの買入れと実需者への売渡しを同時に実施。

➡ 主に主食用に販売。

※:輸入数量の単位は、一般輸入については玄米トン、SBSについては実トン。

51 MA米の輸入状況

- MA米の主な輸入先国は、米国、タイ、豪州、中国など。
- 輸入方式別の数量は、近年、一般輸入米が66万玄米トン、SBS米が10万実トン。
- 国別の輸入数量は、国内における加工用の実需者のニーズ、輸出国の生産量及び作付品種の状況、輸出余力等を勘案しながら行う入札の結果として決定される。

○ MA米の輸入数量(輸入先国別及び輸入方式別)

(単位:万玄米トン)

	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
米国	19	23	29	31	34	36	36	36	36	36
タイ	11	14	15	15	16	17	15	15	15	19
中国	3	4	5	8	9	10	14	11	11	10
オーストラリア	9	9	9	11	12	12	11	10	9	2
その他	1	1	1	3	2	2	1	4	5	10
合計	43	51	60	68	72	77	77	77	76	77
(うち一般輸入)	42	49	54	55	59	63	66	71	65	66
(うちSBS輸入)※	1	2	6	12	12	12	10	5	10	9

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
米国	36	36	36	43	36	36	36	36	36	36
タイ	19	18	24	26	33	35	24	28	35	33
中国	8	8	8	7	7	2	6	5	0	6
オーストラリア	2	5	-	-	-	4	7	6	4	1
その他	12	10	1	1	1	1	4	1	2	1
合計	77	77	70	77	77	77	77	77	77	77
(うち一般輸入)	66	65	59	66	66	73	66	66	70	75
(うちSBS輸入)※	10	10	10	10	10	4	10	10	6	1

※SBS輸入数量の単位は万実トン。

注1:各年度の輸入契約数量の推移。

注2:万実トンと万玄米トンのため合計は一致しない場合がある。

注3:ラウンドの関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

(参考)MA米以外で、枠外税率を支払って輸入されるコメの数量は、毎年0.1~0.2千トン程度

52 平成26年度のSBS米の輸入入札状況

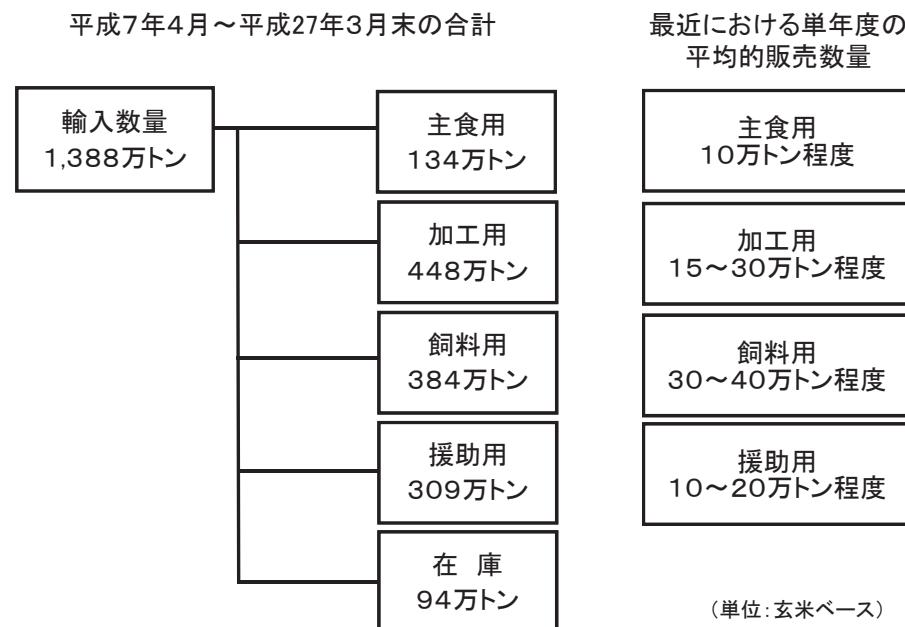
(単位:実トン)

入札回数	全体			丸米			碎米		
	輸入予定数量	応札数量	落札数量	輸入予定数量	応札数量	落札数量	輸入予定数量	応札数量	落札数量
第1回 (26年9月19日)	30,000	2,394	280	27,000	842	36	3,000	1,552	244
第2回 (26年10月29日)	30,000	6,231	2,829	27,000	5,015	2,213	3,000	1,216	616
第3回 (26年11月19日)	30,000	4,500	2,158	27,000	2,900	1,358	3,000	1,600	800
第4回 (26年12月18日)	30,000	5,422	1,532	27,000	3,914	1,024	3,000	1,508	508
第5回 (27年1月14日)	30,000	3,748	2,144	27,000	2,340	1,236	3,000	1,408	908
第6回 (27年2月3日)	30,000	1,985	1,395	27,000	985	895	3,000	1,000	500
第7回 (27年2月17日)	30,000	1,052	1,052	27,000	412	412	3,000	640	640
第8回 (27年3月3日)	88,610	660	216	85,610	152	116	3,000	508	100
合計			11,606			7,290			4,316

53 MA米の販売状況

- 国家貿易によって輸入したMA米は、価格等の面で国産米では十分に対応し難い用途(主として加工食品の原料用)を中心に販売
- MA米に対する加工用等の需要は、その輸入数量ほど多くはないため、飼料用にも販売する他、海外への食糧援助に活用。

○ MA米の販売状況(平成27年3月末現在)



注1:「輸入数量」は、平成27年3月末時点の政府買入実績。また、食用不適品として処理した4万トン、バイオエタノール用へ販売した15万トンが含まれる。

注2:「主食用」は、主に外食産業などの業務用。

(※なお、MA米輸入開始以降、その主食用販売数量の合計を大きく上回る量の国産米を、援助用(132万トン)、飼料用等(139万トン)に活用。)

注3:「加工用」は、みそ、焼酎、米菓等の加工食品の原料用。

注4:「在庫」は、平成27年3月末時点の数量。

注5:在庫94万トンには、飼料用備蓄35万トンが含まれる。

○ MA米の販売状況(年度別)

(単位:万玄米トン)

販売先	8 RY	9 RY	10 RY	11 RY	12 RY	13 RY	14 RY	15 RY	16 RY	17 RY	18 RY	19 RY	20 RY	21 RY	22 RY	23 RY	24 RY	25 RY	26 RY	合 計
主食用	—	3	4	10	10	9	10	4	6	8	10	11	10	8	8	1	8	10	4	134
加工用	12	28	19	28	24	27	24	21	31	25	25	36	37	21	21	15	15	19	15	443
飼料用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15	58	66	25	42	38	45	33	44	366	
援助用	—	12	34	23	26	21	23	20	22	17	13	8	12	20	14	9	19	10	4	307
在 庫	31	39	42	44	56	75	95	127	148	175	189	152	97	95	88	96	78	80	84	—

注1:RY(米穀年度)とは前年11月から当年10月までの1年間である
(例えば26RYであれば、平成25年11月から平成26年10月まで)。

注2:この他に、食用不適品として処理した4万トン、バイオエタノール用に販売した15万トンがある。

注3:ラウンドの関係で、内訳と合計が一致しない場合がある。

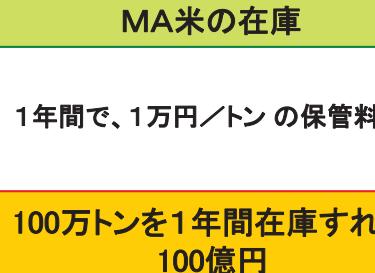
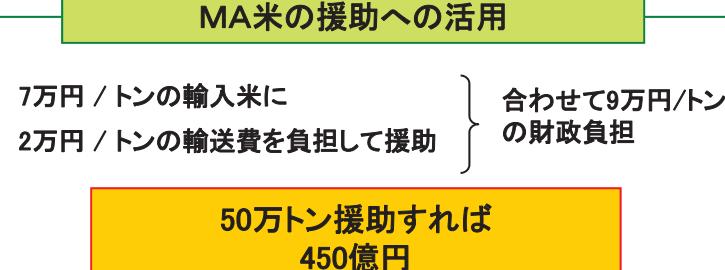
○ MA米の食糧援助への活用に当たっての留意点

- ・ 途上国や国際機関からの要請を踏まえる必要
- ・ 財政負担が必要
- ・ 國際ルールとの整合性に留意:
 - ① 援助先へのコメ輸出国は、援助先への輸出減を懸念
→ 援助するときは、国際機関等に連絡・協議する必要
 - ② MA米の輸出国は、日本市場向けに輸出
→ 輸入品と国産品を同じように扱う必要

54 MA米の運用に伴う財政負担

- MA米の運用については、飼料や援助に仕向けられることに伴う売買差損、在庫に伴う保管料などが発生。

○ MA米の売買差損・保管料等



注：平成25年度のデータを基に試算。

○ MA米の損益全体

(単位：億円)

	7年度 (1995)	8年度 (1996)	9年度 (1997)	10年度 (1998)	11年度 (1999)	12年度 (2000)	13年度 (2001)	14年度 (2002)	15年度 (2003)	16年度 (2004)
売買損益①	▲43	114	148	150	215	204	225	116	13	▲202
売上原価	▲97	▲216	▲230	▲373	▲347	▲298	▲247	▲221	▲492	▲632
買入額	▲314	▲365	▲400	▲439	▲346	▲321	▲289	▲349	▲467	▲362
売却額	54	330	378	523	562	502	472	337	505	430
管理経費②	▲26	▲116	▲152	▲152	▲153	▲173	▲186	▲185	▲172	▲182
保管料	▲6	▲39	▲60	▲59	▲66	▲75	▲87	▲103	▲124	▲147
損益合計 (①+②)	▲69	▲2	▲4	▲2	62	31	39	▲69	▲159	▲384

注4

	17年度 (2005)	18年度 (2006)	19年度 (2007)	20年度 (2008)	21年度 (2009)	22年度 (2010)	23年度 (2011)	24年度 (2012)	25年度 (2013)
売買損益①	▲22	16	49	▲25	▲135	▲228	▲224	36	▲28
売上原価	▲439	▲546	▲597	▲595	▲779	▲611	▲649	▲501	▲485
買入額	▲523	▲493	▲577	▲646	▲708	▲506	▲630	▲518	▲498
売却額	417	562	646	570	644	383	425	537	457
管理経費②	▲185	▲240	▲265	▲179	▲203	▲152	▲138	▲121	▲122
保管料	▲170	▲184	▲133	▲92	▲113	▲92	▲92	▲82	▲86
損益合計 (①+②)	▲207	▲224	▲216	▲204	▲338	▲380	▲362	▲85	▲150

注1：「売上原価」は、「期首在庫棚卸高+買入額－期末在庫棚卸高」により算出。

注2：「売買損益」は、売却額から売上原価を差し引いたもの。

注3：「管理経費」は、保管料、運搬費等。

注4：平成11～13年度の損益は、利益が生じたことから、旧食糧管理特別会計法第6条に基づき国内米管理勘定へ備蓄損失補てん財源として繰り入れた。

注5：MA米の援助輸出に係るODA負担分は含まない。

55 MA米をめぐる国際関係

- MA米の運用に際しては、WTO協定による様々なルールに留意する必要。(WTOに提訴されてルール違反が認定されれば、現在の運用を維持できなくなる。)
- 一方、輸出国からは、高水準の枠外税率に加え、日本の消費者へのアクセスが十分でない等の意見。

○ 主なWTO協定のルール

・ ガット第2条(譲許表)

加盟国は貿易相手国に対し、譲許表(WTO加盟国の関税の上限(譲許税率)等を記載した表)に定める待遇より不利でない待遇を与えなければならない。

・ ガット第3条(内国民待遇)

輸入品に対し、同種の国産品に与える待遇より不利でない待遇を与えなければならない(いわゆる「内外無差別の原則」)。

・ ガット第17条(国家貿易企業)

国家貿易企業は商業的考慮のみに従って売買を行わなければならない。

・ 農業協定第4条(市場アクセス)

原則として通常の関税以外のいかなる措置(国家貿易企業を通じて維持される非関税措置を含む)も用いてはならない。

○ 我が国のコメ輸入制度に対する輸出国側の意見

米国
(「外国貿易障壁報告」
(2015年4月公表)等)

中国
(「国別貿易投資環境報告」
(2014年4月公表))

○ MA米の輸入

一般輸入米は政府在庫となつた上で、もっぱら加工用・飼料用・援助用に使用。日本の消費者への十分なアクセスを阻んでいる。

○ 米国政府の対応方針

日本によるWTO上のコメ輸入に関する約束の観点から日本の輸入を注視。

○ 枠外関税

輸入禁止的な高い水準の税率により、枠外輸入はほぼ商業的に不可能。

○ MA米の輸入

品種等についての制約を受けるため、中国産米の対日輸出が困難。

○ 中国政府の対応方針

日本がMA制度の透明性を向上させることを期待。

○ 枠外関税

法外な枠外関税は輸入米の競争力を大幅に弱めており、枠外輸入数量を極めて少なくしている。

56 WTO農業交渉とコメ

- 2000年以降、更なる貿易自由化に向け、WTO農業交渉が行われている。我が国は「多様な農業の共存」を基本理念とし、輸出国と輸入国のバランスの取れた貿易ルールの確立を主張。
- しかしながら、我が国のコメの輸入についても、大幅な関税削減か、あるいはMA米数量の拡大が求められている。

○ WTO交渉の経緯

2000年3月 農業交渉開始

2001年11月 ドーハ閣僚会議(ドーハ・ラウンド立ち上げ)

2004年7月 枠組み合意

- ・ 原則として全ての品目(「一般品目」)について、大幅な関税削減
- ・ 一部の特にセンシティブな品目(「重要品目」)について、一般品目より低い関税削減と、関税割当の拡大の組み合わせで、市場アクセスを改善 等

現 在 枠組み合意を踏まえて、「モダリティ」(関税削減率、重要品目の数、関税割当の拡大幅等のルール)について交渉中

(今後の見通し:モダリティ合意 → 讓許表交渉(個別の品目毎の関税率等を決定) → 最終合意)

○ WTO農業交渉議長のモダリティ案(平成20年12月6日)を我が国に当てはめた試算

	現在	「一般品目」とした場合	「重要品目」とした場合
関税 (枠外 税率)	341円/kg (従価税 換算値 778%)	大幅に削減 (70%カット →102円/kg)	一般品目より緩やかに削減(以下の3パターンから選択) ①70%の2/3カット→182円/kg ②70%の1/2カット→222円/kg ③70%の1/3カット→261円/kg
関税 割当 (MA 米の 数量)	77万トン	拡大なし (77万トンのまま)	上記の3パターンに応じ拡大 ①国内消費量の 3%(約28万トン)+ α 拡大 ②国内消費量の 3.5%(約33万トン)+ α 拡大 ③国内消費量の 4%(約37万トン)+ α 拡大

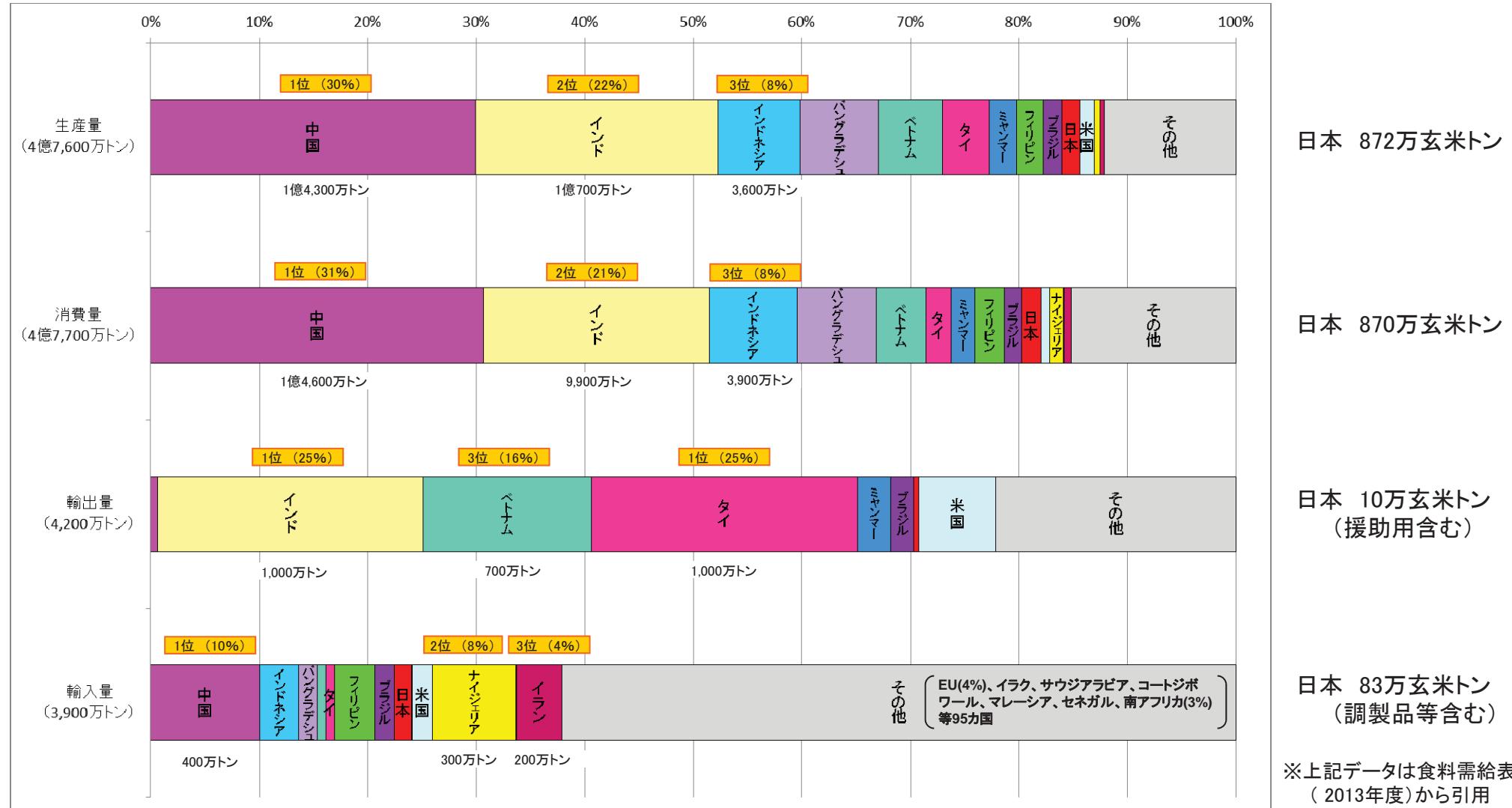
注1:「重要品目」とした場合の関税割当拡大幅は、基本は①は3%、②は3.5%、③は4%だが、関税削減後の関税率(従価税換算値)が100%超であれば0.5%追加。

[更に、一般品目で関税削減後に関税率100%超の品目がある場合や重要品目の数の追加に伴う拡大があり得る。]

注2:「重要品目」とした場合の関税割当拡大数量は、需給表等による国内消費量('03-'05平均)を基にした試算値。

(参考1) 世界の米需給の現状(主要生産国、輸出国等)

- 世界の米生産量は4.8億精米トン(うち日本は2%)。第1位は中国(1.4億トン)で全体の30%を占める。
- 世界の米の輸出量は、4千万精米トン。このうち、第1位はインドとタイでそれぞれ全体の25%を占め、ベトナムが16%で続いている。



出典: 「PS&D」(米国農務省)(2013/14年度、精米ベース) (2014年11月時点)

(参考2) 米輸出国の動向

- 米の生産に占める貿易の割合(貿易率)は、他の農産物に比べて低く、このため、国際価格は変動しやすい。
- 我が国は、輸出大国であるタイや、米国、豪州、中国等からミニマムアクセス米として毎年77万トンを輸入。

中国

- ・世界最大のコメ生産国。一方、輸入量も増加しており、2012/13年より世界第一位のコメ輸入国となった。
- ・現在、日本向けは東北3省の短粒種が中心。日系企業の投資等により品質向上。

タイ

- ・長年、世界第1位のコメ輸出国だったが、近年は年によりインド、ベトナムに抜かれる。
- ・日本向けにも長粒種を輸出。

米国

- ・コメは、南部の一部とカリフォルニアで生産。
- ・大規模経営による商業的農業。国内消費が少なく、輸出に専念(生産の約半分を輸出)。
- ・日本向けはカリフォルニアの短・中粒種。
- ・カリフォルニアでは、2013年の冬より続く干ばつにより生産量が減少している。

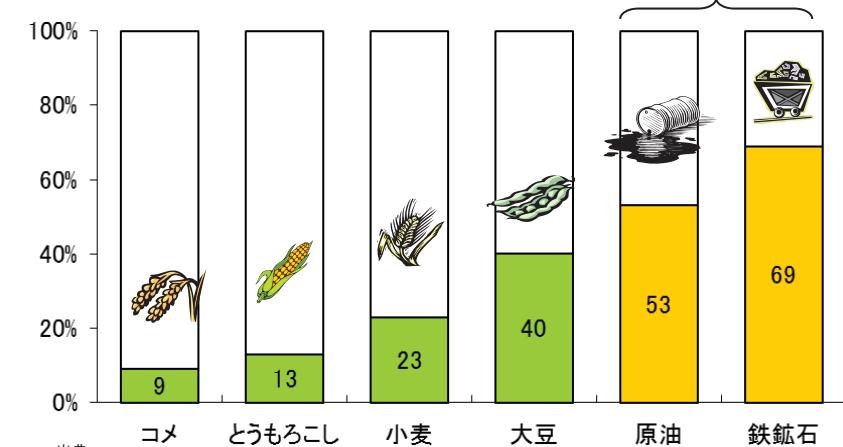
ベトナム

- ・世界第3位のコメ輸出国。価格はタイより安い。
- ・日本向けの輸出実績あり。

豪州

- ・主に中粒種を生産し、日本にも輸出。
- ・生産量は、大干ばつ(2006年)で大きく減少したが、近年回復。

○ 主な農産物の貿易率



(参考)

○ コメの国際価格(タイ米輸出価格)の推移

